

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する 市税及び各保険料等における猶予制度

- 新型コロナウイルス感染症に納付義務者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度等がありますので、各担当課にご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納付義務者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納付義務者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合など

納付義務者の方が営む事業について、収入の減少等により、著しい損失を受けた場合

お問い合わせ先

市税に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・市税課債権管理係	0143 (25) 3177
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料に関すること・・・・・・・・	
・・・・・・・・保険年金課保険料係	0143 (25) 2433
介護保険料に関すること・・・・・・・・・・高齢福祉課介護保険係	0143 (25) 3029
市営住宅・駐車場使用料に関すること・・・・・・・・市営住宅課管理係	0143 (25) 2685
上下水道料金に関すること・・・・・・・・水道部料金課料金係	0143 (44) 6118